

お試し“長井”暮らし 定住促進住宅 利用規則

1 遵守事項

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど善良に管理すること。
- (2) 火気の手扱いに注意し、水道の凍結を防止するとともに、備付けの備品等を適切に取り扱うこと。また、室内（ベランダを含む）は禁煙とする。
- (3) 室内に次の物を持ち込むことを禁ずる。
 - ① 動物、ペット類
 - ② 著しく悪臭を発する物
 - ③ 火薬や、揮発油など発火あるいは引火しやすい物
- (4) 申請をしていない者の施設内への立入りを禁ずる。
- (5) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (6) 鍵を紛失したときは、速やかに担当課にその旨を報告すること。
- (7) 利用期間が満了したときは、清掃し、現状に復した後、退出日の午前10時までに担当課職員の立ち合いのもと退出すること。
- (8) その他、施設の使用に関し必要な事項は、担当課の指示に従うこと。

2 行為の制限

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 展示会、その他これに類する催しをすること。
- (4) 文書、図書、その他の印刷物を貼付または配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (6) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 施設の全部又は一部を転貸し、またはその使用の権利を譲渡すること。
- (8) その他施設の使用にふさわしくない行為。

3 損害賠償等

- (1) 故意または過失により施設及び備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、その損料を請求する。但し、損傷の原因が天災等の不可抗力の場合の他、入居者の責に帰さない理由によるものである事を証明したときは、その限りではない。
- (2) 上記の事故が発生した場合は、直ちに市の担当課に報告すること。

4 その他

この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

お試し“長井”暮らし 定住促進住宅 確認事項

- 1 利用する施設は、定住促進住宅ながいみなみ 2-308 号室とする。
- 2 原則 2泊 3日までとし、連続して利用する場合「3回」までとする。
※ 最大 6泊 7日となります。
- 3 施設の駐車場は、担当課の指示に従い、指定の位置に駐車する。
- 4 利用者は、施設の鍵を担当課から受け取る。
- 5 利用日の午後 5 時までには連絡がない場合、キャンセルとする。
- 6 当市による公用車での送迎、市内の移動は行わない。
- 7 施設内は禁煙とし、ベランダでの喫煙も禁ずる。
- 8 倉庫部屋（1 部屋）の使用を禁ずる。
※ 「使用禁止」の貼紙があります。清掃用具等を置いております。
- 9 施設の備品等については、次のとおりとする。

1 冷蔵庫	1 台	10 ハンガー	4 本
2 エアコン	1 台	11 テーブル（座卓）	1 台
3 掃除機	1 台	12 デーブル（資料用）	1 台
4 ケトル	1 台	13 座布団	4 枚
5 電子レンジ	1 台	14 台拭き	5 枚
6 ガス台（1 口）	1 台	15 トイレットペーパー	
7 電気ストーブ（冬季のみ）	1 台	16 ティッシュ	
8 スリッパ	4 組	17 各種清掃用具	
9 コップ	4 個	18 ゴミ袋	

- 10 施設には寝具がないため、持参するか市内の貸布団事業者を利用することとする。
※ 炊飯器、調理機器類、洗濯機、ドライヤー、バスマット、バスタオル等、上記一覧にないものはございませんのでご注意ください。
- 11 お試し“長井”暮らしでは「市内での活動」に限定する。
- 12 お試し“長井”暮らし期間中の活動計画書（別紙 1）を提出することとする。
※ 原則、移住コンシェルジュとの面談し作成する。
- 12 お試し“長井”暮らし期間中の活動報告書（別紙 2）を提出することとする。
※ 原則、移住コンシェルジュとの面談し作成する。
- 13 施設を退出する際は、施設内を清掃し、現状に復する。
- 14 退出日の午前 10 時までには職員の立ち合いのもと退出することとする。
- 15 当市移住イベント開催等の移住施策情報の提供にご同意ください。